様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

倉吉市長

誓　約　書

倉吉市空き家利活用流通促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱）といいます。）による補助金の交付に当たり、次のことを誓約します。

１　補助金の対象となる建築物が、要綱別表の第２欄に定める要件のいずれかに該当すること。

２　建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築に関する法令に照らし、適当と認められる建築物であること。

３　倉吉市の税に滞納があれば、補助金を支払われないこと。

４　事業実施主体自らが入居しない場合、事業実施期間終了までに賃貸・売買等に係る契約若しくは媒介等契約を締結し、又は倉吉市空き家活用事業実施要綱（平成21年倉吉市告示第113号）第２条第５号に規定する空き家バンクに登録すること。

５　過去に国、県及び本市の補助金を活用して改修等をしていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く）。

６　倉吉市暴力団等排除条例第２条第１号に規定する暴力団等でないこと。

７　補助事業完了後、10年以内に補助金の交付対象となった要件に合致しない用に供しないこと。

８　補助事業完了後、10年以内に補助対象建築物を除去し、又は補助事業を行った部分について著しい改修を行わないこと。

９　補助事業完了後、10年未満の間に補助対象建築物を売却する場合、残りの期間、譲り受ける者が７、８及び本項を遵守する旨を契約書等に明記すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号